

## 滋賀県ソフトテニス連盟 県内大会の運営規定

(目的)

第1条 この規定は、県内大会に関して必要な事項を定める

(種別)

第2条 県内大会の種別は次のとおりとする。

- |          |       |         |
|----------|-------|---------|
| 1) 一般男子  | 一般女子  |         |
| 2) 男子35歳 | 女子35歳 | (35歳以上) |
| 3) 男子45歳 | 女子45歳 | (45歳以上) |
| 4) 男子55歳 | 女子55歳 | (55歳以上) |
| 5) 男子65歳 | 女子65歳 | (65歳以上) |
| 6) 男子75歳 | 女子75歳 | (75歳以上) |

(対象大会)

第3条 第1条に関する対象大会は、春季・夏季・秋季選手権及びインドア選手権大会とする。他の大会については、主管団体の要項に従う。

(参加資格)

第4条 大会の参加資格は次のとおりとする。

- 1) 日本ソフトテニス連盟及び滋賀県ソフトテニス連盟の登録会員
  - 2) 公認審判員制度資格の有資格者
  - 3) 県外連盟登録者、県外学連登録者については、当該年度の「ふるさと登録」届出を行った者及び、次年度「ふるさと登録」の届出を確約できる者に限る。
  - 4) 中学生及び高校生については中体連・高体連・一貫指導部の推薦を受けた者で、中体連 8ペア・高体連 16ペア・一貫指導部4ペアまでとする。なお、各支部に所属する学校はこの限りでない。但し、申し込みは支部より行い、参加料は一般と同額とする。
  - 5) その他滋賀県ソフトテニス連盟が認めた者。
  - 6) 年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢とする。
  - 7) 第3条の対象大会以外の大会は、各大会要項に従う。
  - 8) 県内在住者(在住・在勤・在学)であれば、上記1)の連盟登録会員未登録の者も参加できる。ただし、ペアの片方又は両方が未登録者の場合は、参加料は1.5倍となる。(団体種目も同じ扱いとする)
- 8) 連盟未登録者の参加について
- |               |                           |            |
|---------------|---------------------------|------------|
| ① 参加料1.5倍     | ② 下記の申込用紙を提出              | ③ 審判ができること |
| ④ 下記様式のゼッケン着用 | ⑤ 日本ソフトテニス連盟規定の用具、服装であること |            |

### [申込用紙]

年度 滋賀県		大会 <b>一般</b> 参加申込書					
		申込責任者					
		連絡先					
		申込日		年 月 日			
No.	種別	区分	氏名(フリガナ)・生年月日	住所・電話番号	審判資格有・無	経験年数	年齢
男・女	A		住所				
			(S・H 年 月 日)	TEL			年
			住所				
			(S・H 年 月 日)	TEL			年

**[ゼッケン]**  
B5 サイズ  
ゴシック体

滋 賀
名 字
一 般

\*中・高校等で使っていたゼッケン使用の場合は、所属名を折り曲げて使用可。

(大会成立要件)

第5条 大会の成立は、エントリー時に各種別の参加数が3ペア(チーム)以上とする。少ない場合は開催しない。なお、大会不成立の種別にエントリーした場合は、他種別への再エントリーを認める。

(表彰)

第6条 各大会の種別ごとの表彰は、次のとおりとする。

- 1) 21ペア以上の場合、上位3位まで表彰する。
- 2) 6ペア以上の場合、上位2位まで表彰する。
- 3) 5ペア以下の場合、1位のみ表彰する。

(褒賞金)

第7条 各大会の入賞賞金は、次のとおりとする。

- 1) 春季・夏季・秋季選手権及びインドア選手権大会  
〈参加 21ペア以上〉 優勝 5,000円 準優勝 4,000円 第3位 3,000円  
〈参加 6ペア以上〉 優勝 4,000円 準優勝 3,000円  
〈参加 5ペア以下〉 優勝 3,000円
- 2) その他のダブルス大会 [参加チームにより減額 1)参照]  
・優勝 4,000円 ・準優勝 3,000円 ・第3位 2,000円
- 3) シングルス選手権大会 [参加チームにより減額 1)参照]  
・優勝 3,000円 ・準優勝 2,000円 ・第3位 1,000円
- 4) 団体戦は当該主管が決定する。また、副賞・参加賞についても当該主管が決定する。  
\* 団体戦の目安 [参加チームにより減額 1)参照]  
・優勝 10,000円 ・準優勝 5,000円 ・第3位 3,000円

(その他)

第8条 番組編成にあたっては、別紙「近畿ソフトテニス選手権大会番組編成方針」を参考とする。

- 1) シードするペア数(原則として下記のとおりとする)  
・32ペア以下 8までシードする ・33~128ペア 16までシードする  
・129ペア以上 32までシードする
- 2) シードの決定 (以下の順序を考慮しシードの順位を決定する)
  - ①前年度優勝出場ペアは、第1シードとする
  - ②前回大会の結果に基づき決定するが、出場ペアが異なる場合は各々1/2のポイントを与える  
・ポイントは次のようにする  
1位:200点 2位:70点 ベスト4:50点 ベスト8:20点 ベスト16:10点
  - ③ポイントが同点の場合、前年度の成績上位を優先する
  - ④同一所属(同一支部)については、分散するよう考慮する
  - ⑤前年度の同位置での対戦をさけるよう考慮する(同一ブロック)
  - ⑥年齢下位の種別から年齢上位の種別に出場する場合は、前年度下位年齢での戦績を踏まえ、上記ポイント表の50%を与え原則8本シードに入れる
  - ⑦昨年度年齢上位種別入賞者が、年齢下位種別に出場する場合は、番組編成上考慮する
- 3) その他は、別紙「近畿ソフトテニス選手権大会番組編成方針」を参照する。

(改正)

第9条 この規定の改正は、競技運営部会で審議し役員会の決議を経て改正することができる。

付 則 この規定は、令和5年4月1日より施行する  
この規定は、令和6年2月25日に一部改正する。 [(第4条の8,9) (第5条)]